労基署の一方的通告に抗議

ガス患者の生活補償もしない会社側

労仂基準監督署が昨年一二月二八日に労仂組合との間で万田回復訓練所の条件が解決されないまま一方的に「入所せよ」という通告をガス患者一人ひとりに郵送・配布を行なったことに対して、一月四日午前九時よりガス患者約一六〇名は、組合本部において集会を開催し、矢野労基署長に勧告書を一括返上するとともに、厳重なる抗議行動を実施した。その結果①三池労組の要求解決出来ないまま実施することは反対であることがわかったので、今後は一方的には行なわない。②三池労組患者については、協議解決までは従来通り病院で治療することが出来る。③本問題解決のためには早急に組合代表者との間で誠意をもって話合い解決出来るようにする、ことが確認された。

重要事項は未解決

以上の経過でありますが、遺族ガス患者を守る斗いは、三池労組としては組合運動の中心的な問題のみならず、三井資本ならびに政府に災害の責任があり、当然社会問題として重視して今日まで三井鉱山、政府と交渉努力して来たのでありますが、未だに訓練所については

(1)診療時間については原則として午前中にとどめるように実施する。

(2)交通費は四K以上は政府が実費を負担するが、四K以内は一銭も出せない。

(3)訓練員についてはすでに会社が発令した退転労務係員（切り崩しなどに狂奔）を三カ月以内に変更させるように善処する。

(4)専門医については熊大病院より一名の医師を専従し、一名は三井病院より交替で勤務につける

(5)訓練所で使用する支給品などの経費は会社がこれを負担する。

などの回答はしたものの、日常の労災金では生活困難であるために、現在の休業補償八〇%を一〇〇%支給せよという要求をはじめ会社のさも診療、手当がよく行きとどいているという宣伝に役立てようとしている坑内外の見学訓練の廃止、ベット増設、保育所の設置等の重要な事項は未解決のままであります。

そのような実情の中で労基署は組合との協議を無視して一方的にガス患者に入所勧告の通告をしてきた。

春斗！各労仂組合は、いずれも十万円へ二〇%引き上げた。理由は「物価値上がりのため」。皇室費は昨年春八・五も引き上げたばかりだが、月に十万近くも上げなければ物価高に追いつかないということか。ともあれ、二〇%アップの正当性は政府〝公認〟となった。【KNA】

<トピック>

皇室費も20%の賃上げ

（議長・佐藤首相）は皇族（常陸、秩父、高松、三笠）費を年間五百十万円から六百二

職場で、家庭で 春斗を語ろう！

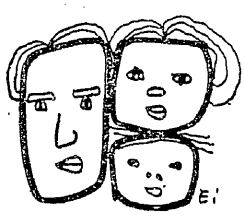

三年経過したら首切る会社側

このたびの抗議行動は当面の回復訓練所の労仂条件のみではありません。この斗いを通じてわれわれは政府に特別立法制定を約束させるとともに、三井鉱山に、三年経過したら首を切るという態度を変更させ、生活を保障せよという斗いにつながっています。

三池労組・三池主婦会はガス患者の人たちが中心となって斗いを起した今回の抗議行動を第一歩として

(1)特別立法制定の署名活動をさらに多くの人に訴えよう。

(2)第二組合員の中でも特にガス患者および家族の人々に訓練所実施の会社側の態度を宣伝してわれわれの斗いを理解させよう。それが当面の斗いのなかで、よりよい成果をかちとることになるという決意で斗います。

米代も上った。バス代も、野菜類も、すべてが天井しらずにどんどん上っていく。一生懸命仂いた。しかしうすっぺらな給料袋は、人間らしい健康で文化的な生活をみたしてくれるどころか、食べるだけがやっとのぎりぎりの生活を強制される。「俺は学問がないばっかりに、どんなに苦労したか。だから息子には高校、大学へやりたい」という親の強いねがいも、食べるだけの生活の中から、きりつめるゆとりなどどこにもない。「毎日病院にかかると医療代が払えんから、悪いと判っていながらいけません」と語る奥さん。貧乏人は栄養もとれなくて、病気になると死ねということだろうか。〝もうこんな生活はいやだ〟という叫びがつきあげてくる。今年の春斗を前に編集部としては、三人の組合員宅を訪ねた家計の実態を紹介します。

一生懸命働いても 不安定な賃金のしくみ

宮浦支部の仕繰工（坑内）である浦鉱に昭和一五年に入社して、勤続年数二五年になります。家族は妻光枝さん（三六才）長女広子さん（九才）長男俊幸さん（七才）次男浩幸ちゃん（四才）次女純子ちゃん（二才）の六人家族です。

二月に受取った川崎さんの給料は、定額控除の他に電灯料四〇五円と、子どもの保育園費四五〇円を差引かれて、手取り三三、五〇〇円を二回払で受取りました。

坑内の賃金形態はA給・B給（固定給）とC給（請負給）となっている。川崎さんは最近C給へ繰込まれた。それまでB給で月手取り二万円くらいだったのが、C給となって手取りは多くなった。C給作業は請負給だから、ものすごい労仂強化になるが、金が多くとれるので、はじめは第二組合優先に繰込んでいたが、第二組合員も身体がもたずことわる者も出てくるようになった。それで最近は第一組合員も繰込むようになった。

しかしC給作業を続けると〝現金じゃない〟と思うほど疲れる。それにどうしても重労仂のため、食事面で金が多くかかり、栄養剤などが必要となってくる。それに川崎さんは、

「B給作業に繰込まれるか、C給に繰込まれるかは転制の意志一つで変るし、その意味では生活が不安定です。だからどうしても固定給で賃金が上ってほしい」と語ります。

奥さんは「今までB給で二万円前後の手取りのときは、食べるだけがやっとで、子どもに着せる下着類まで兄姉の家から古物をもらって、衣類一枚買えないで過ごしました。ぎりぎりの生活をしているからこそ、借金を作らないようにきりつめて生活してきたし、子どももまだ小さいから私も内転にもいけません。これで病気にでもなるなら、食べられなくなります

ここ二、三カ月のC級の給料でホッと一息つけたものの、今年の四月には五人目の子どもができるので、そのための金を積み立ておかねばなりません。家族みんなで遊びにゆくとか、映画にゆくとかもできませんが、主人は一生懸命仂らいてこれだけの賃金だから主人に不足などいえません」と生活のきびしさを話してくれた。

川崎さんの家計

収入		33,500
支出	食費	6,000
	食料品代	10,000
	味付け用調味料	1,200
	育児費（子供会費、教材費）	2,100
	テレビ受信料	780
	好きな本代	1,000
	積立	3,000
	小使い	1,200
	衛生費	2,000
	交際費	400
	燃料費	1,700
	交通費	500
	子供会費	150
	学資保険	520
	雑費	1,450
	生命保険	1,500
計		33,500

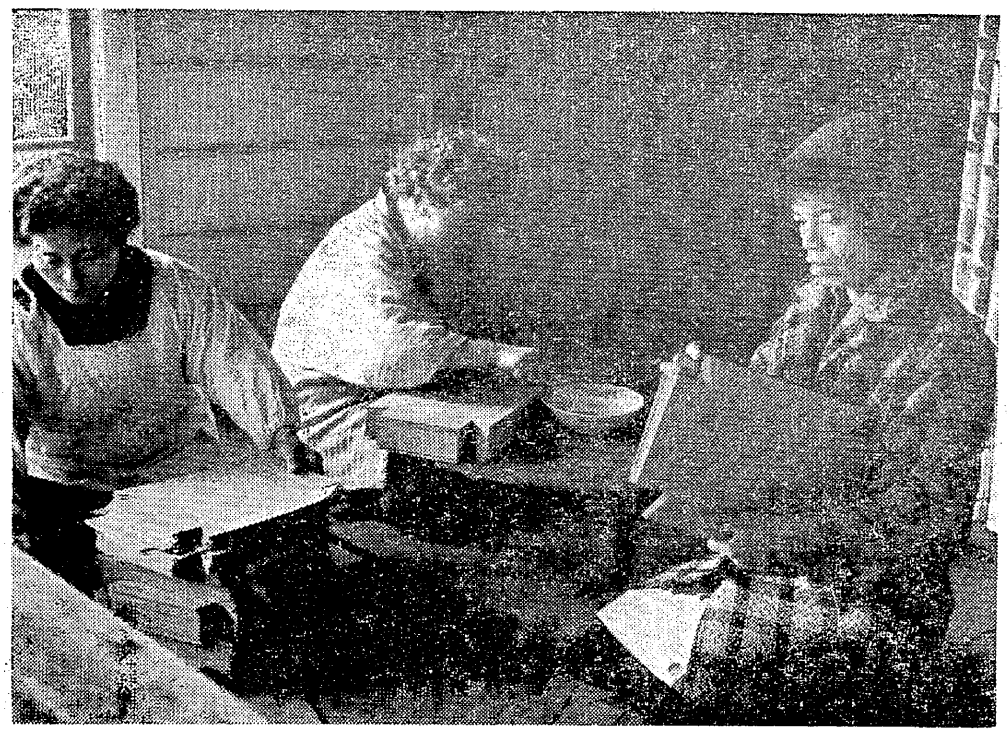

細々とした内職では夜中まで働いても100円にもならないときもある。しかし資本家の合理化攻撃に音をあげず、お父さんとともにがんばりたい。

丸木橋を渡るような生活 仲間で助けあって

本所坑外で仂らく資材工の荒木正さん（三七才）は、昭和一九年入社で勤続年数二一年になります。家族構成は、妻ちよ子さん（三二才）長男孝光さん（九才）、長女裕子さん（七才）、次男正孝ちゃん（五才）の五人家族です。

荒木さんの二月に受け取った給料は、電灯料、保育園費のほかに組合から借りた一、〇三〇円を差し引かれて手取り一七、九〇〇円を二回払いでした。奥さんもあまり身体が強くないので内転もできず、食べるものまで切りつめた生活をしなければなりません。

「子どもも小さいなりに生活が苦しいことを理解してか、なにがほしいなどとねだらないし、なにも買ってやれませんがあまり文句もいいません。しかし、これで子どもが大きくなって高校にでも行くようになったらどうするのだろうと不安になります。満勤しても生活保護以下の給料の人もいますし、このままではなんのために仂らいているのかわかりません。もうすこし、ましなくらしがしたいと思います。親せきに不幸や祝儀があると、なるべく行かないですむように考えます。春斗要求の六、〇〇〇円も私たちにはほんとうに切実な問題です」と荒木さん夫婦は語っている。

また港務所の坑外操炭手の川田孝吉さん（四五才）も三池斗争終了後、低賃金のところに配転になり次男を高校一年で中退させなければならなくなった。現在家計の赤字を妻のスミさんの内職で補なっているが、炊事、せんたくの一さいを長女の小夜子さん（中学三年）がひきうけ「勉強もろくにできなくなるし、家庭を犠牲にしなければとても外に仂らきにゆけません。それでも子どもたちはみんな〝お父さんは正しいのだ〟と理解してくれるし、それが子どもの教育になると思っています。職場でも第一組合は仲間同志で助けあい、貧乏しても明るさがあります私たちは親の代からの会社の労務政策に対してのにくしみは消えません。だからいい社会がくるまで最後まで頑張ります。春斗も上から〝頑張れ頑張れ〟といくら号令かけても斗いにはならないし、私たち転場で仂らく者が頑張る以外にないのです」と決意を語った。

斗いを拡げよう

賃上げ六、〇〇〇円と家族手当配偶者一、五〇〇円、その他の扶養家族一人につき八〇〇円へ引き上げの統一要求を私たち一人一人の要求として、転場でも家庭でも討議を深め、さらにその斗いを拡げ、春斗で頑張ろう。

荒木さんの家計

収入		17,900
支出	主食費	5,000
	副食費	6,900
	調味料	800
	教育費	1,300
	テレビ受信料	1,800
	燃料費	330
	交際費	360
	子供小使い	550
	雑費	300
	生命保険	560
計		17,900